

令和 8 年度
末広児童館運営協力委員会

日時：令和 8 年 5 月 28 日（木）午後 7 時 00 分

場所：末広児童館 3 階 集会室

〈田辺市立末広児童館〉

田辺市末広町 15 番 33 号

TEL：23-1892

FAX：23-1893

目 次

1、運営協力委員及び職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
2、田辺市児童館及び田辺市南松原教育集会所運営協力委員会設置要綱（内規）	3 ページ
3、令和7年度 事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
4、各種教室・会議等実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ページ
5、活動の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ページ
6、令和8年度 未広児童館活動方針（案）・・・・・・・・	9 ページ
7、田辺市児童館条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・	12 ページ

末広児童館運営協力委員名簿

(任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日)

氏 名	関係団体 ・ 機関	役職
渡 邊 匡 通	末広町内会三区区長	委員長
出 羽 俊 秀	末広町内会会長	副委員長
北 山 裕 規	子どもサポートネットみらい会長	
清 水 伸 一	東陽中学校育友会末広・磯間・扇ヶ浜地区長	
吉 田 周 平	田辺第二小学校育友会会長	
生 本 裕 二	東陽中学校育友会会長	
平 谷 淳 子	みどり保育所保護者会役員	
新 宅 初 枝	南部地区民生児童委員協議会会長	
出 羽 礼 子	南部地区民生児童委員協議会副会長	
垣 坂 康 代	南部地区民生児童委員協議会研修部長	
名 古 谷 佳 代 子	民生委員・児童委員	
藤 村 利 喜 子	民生委員・児童委員	
押 川 仁	南部公民館館長	
堀 正 道	田辺市自治会連合会南部ブロック長	
森 下 裕 一 郎	田辺第二小学校校長	
坂 本 和 也	東陽中学校校長	
宮 崎 義 久	みどり保育所所長	
出 口 奈 央	田辺第二小学校学習支援推進教員	
澤 田 雄 子	東陽中学校学習支援推進教員	
五 味 陽 子	みどり保育所家庭支援推進保育士	
亀 田 千 里	南部学童保育所主任	

末広児童館職員名簿

職 名	氏 名
館 長	太 田 洋
主 任	田 村 哲 也
児童厚生指導員	岡 本 智 子
児童厚生指導員	濱 本 将 光
児童館教育生活指導員	永 立 州 利

田辺市児童館及び田辺市南松原教育集会所運営協力委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 田辺市児童館条例施行規則（平成17年田辺市教育委員会規則第28号）第7条第3項及び田辺市南松原教育集会所管理運営規則（平成17年田辺市教育委員会規則第20号）第7条第2項の規定に基づき、田辺市児童館及び田辺市南松原教育集会所運営協力委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、各児童館ごとに教育委員会が委嘱する委員30人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、各児童館において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年8月16日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、新たに委嘱される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

令和 7 年度 事業報告

月	行 事 内 容	そ の 他 事 業
4	各教室手続日(19 日) ES スポーツ(5 日・12 日・19 日)	相談事業(3 日・17 日) 館内会議(24 日) 六者会議(24 日)
5	ES スポーツ(10 日・17 日・24 日) 計算教室(13 日・20 日・27 日) 国語教室(14 日・21 日・28 日) 英語で遊ぼう(17 日) 合気道体験(10 日) 中学生クラブ(28 日)	相談事業(1 日・15 日) サポートネット企画委員会(13 日) 館内会議(22 日) 六者会議(22 日) 運営協力委員会(29 日)
6	ES スポーツ(7 日・14 日・21 日・28 日) 計算教室(3 日・10 日・17 日・24 日) 国語教室(4 日・11 日・18 日・25 日) 英語で遊ぼう(21 日) おやつ作り(14 日)	フェスティバル事務局会(3 日・12 日) 相談事業(5 日・19 日・21 日・24 日) 親子遠足(8 日) サポートネット総会(11 日) 館内会議(12 日) 六者会議(12 日) 田二小学校訪問(20 日) 東陽中学校訪問(26 日)
7	ES スポーツ(5 日・12 日) 計算教室(1 日・8 日・15 日) 国語教室(2 日・9 日・16 日) 英語で遊ぼう(19 日) 七夕の飾り付け(5 日) 梅ジュース作り(12 日) 合気道体験(12 日) 体験学習会(24 日)	夏の子どもを守る懇話会(1 日) 相談事業(3 日・17 日) 館内会議(10 日) 六者会議(10 日)
8	わくわくお泊り体験会(1 日・2 日) ES スポーツ(2 日・9 日・16 日・30 日) 合気道体験(2 日) 体験学習会(7 日・19 日・28 日) 中学生クラブキャンプ(22 日・23 日) おやつ作り(30 日)	相談事業(7 日・20 日・21 日) 新赴任者研修会(8 日)
9	ES スポーツ(6 日・13 日・20 日) 計算教室(2 日・9 日・30 日) 国語教室(3 日・10 日・17 日・24 日) 英語で遊ぼう(20 日) おやつ作り(13 日) 中学生クラブ(24 日)	相談事業(4 日・18 日) サポートネット事務局会(11 日) フェスティバル事務局会(11 日) サポートネット企画委員会(18 日) 館内会議(11 日・25 日) 六者会議(25 日)
10	ES スポーツ(4 日・18 日・25 日) 計算教室(7 日・21 日・28 日) 国語教室(1 日・8 日・15 日・22 日・29 日) 英語で遊ぼう(18 日) 中学生クラブ(16 日・31 日) 工作教室(25 日)	相談事業(2 日・7 日・16 日) 館内会議(9 日・23 日) 六者会議(23 日)
11	ES スポーツ(8 日・22 日・29 日) 計算教室(11 日・18 日) 国語教室(5 日・12 日・19 日・26 日)	なんぶフェスティバル(1 日) 相談事業(6 日・20 日) 館内会議(13 日・27 日)

11	英語で遊ぼう(15日) 中学生クラブ(1日)	六者会議(27日)
12	ES スポーツ(6日・13日・20日) 計算教室(2日・9日・16日・23日) 国語教室(3日・10日・17日) 英語で遊ぼう(20日) おやつ作り(13日) クリスマス会(24日) 体験学習会(25日)	相談事業(4日・18日) 館内会議(11日) 六者会議(11日) 子どもみらい子育てのつどい(12日)
1	ES スポーツ(17日・24日) 計算教室(20日・27日) 国語教室(14日・21日・28日) 英語で遊ぼう(17日) おやつ作り(24日)	相談事業(15日・17日・30日) 館内会議(22日) 六者会議(22日)
2	ES スポーツ(14日・21日・28日) 計算教室(3日・10日・17日) 国語教室(4日・18日・25日) 英語で遊ぼう(21日) 工作教室(14日) 中学生クラブ(19日)	相談事業(5日・19日) 生活と学力を考える会(17日) 館内会議(12日・26日) 六者会議(26日)
3	ES スポーツ(28日) 計算教室(3日・10日・17日・24日) 国語教室(4日・11日・18日) 英語で遊ぼう(21日) 中学生クラブ(14日) おやつ作り(14日) 体験学習会(26日)	相談事業(5日・19日・24日・25日・27日) 館内会議(12日) 六者会議(12日)

定例教室	計算教室(毎週火曜日)
	国語教室(毎週水曜日)
	英語で遊ぼう(毎月第3土曜日)
	E S スポーツ(毎週土曜日)

各種教室・会議等実施状況

令和7年度

各種教室・会議等	日 程	実施回数	参加人数
計算教室	毎週火曜日午後3時30分～5時	31	395
国語教室	毎週水曜日午後3時30分～5時	35	252
英語で遊ぼう	毎月第3土曜日午後2時～3時	10	98
ES スポーツバスケット	毎週土曜日午前9時～11時	34	489
館内会議	毎月第2・4木曜日午前10時～	15	55
六者会議	毎月第4木曜日午前10時～	11	64
相談事業	毎月第1・3木曜日午後3時30分～	32	10
体験学習会	随時	6	64
おやつ作り	随時	6	66
工作教室	随時	2	16
中学生クラブ	随時	9	98
合気道体験	5月～8月、毎月1回	3	11
夏の子どもを守る懇話会	7月1日	1	29
わくわくお泊り体験会	8月1日～2日	2	30
新赴任者研修会	8月8日	1	10
親子遠足	6月8日	1	30
なんぶフェスティバル	11月1日	1	910
クリスマス会	12月24日	1	19
生活と学力を考える会	2月17日	1	10
三館会議	随時	1	4
サポートネットみらい	随時	5	287
運営協力委員会	5月29日	1	19
		209	2,966

末広児童館自由来館・貸館利用状況

令和7年度

月	児童館利用人数	貸館利用人数	合 計	開館日数
4	405	0	405	21
5	505	25	530	21
6	523	0	523	20
7	542	0	542	22
8	466	0	466	21
9	438	0	438	19
10	430	0	430	22
11	1,243	0	1,243	19
12	640	0	640	20
1	358	0	358	19
2	422	6	428	18
3	552	0	552	20
計	6,524	31	6,555	242

令和6年度利用人数	
計	5,958

おやこのへや利用状況

令和 7 年度

月	利用者数	開館日数
4	45	21
5	90	21
6	64	20
7	63	22
8	73	21
9	92	19
10	69	22
11	48	19
12	65	20
1	82	19
2	99	18
3	81	20
計	871	242

令和 6 年度計	746
----------	-----

活動の成果と課題

末広児童館では、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもと、地域における子どもの安全確保と健全育成の拠点として、安心できる居場所づくりに尽力してまいりました。各種活動や遊びを通じた健康増進と情操教育を目的とし、「子どもの育成」「子育て家庭の支援」「地域活動の推進」「人権教育の推進」の4項目を重点課題に掲げ、以下の通り活動を展開いたしました。

【子どもを育成する活動】

子どもたちが主体的に興味・関心を持てる定例事業や行事を軸に、放課後や土曜日の活動を充実させ、健全育成を推進いたしました。「計算教室」「国語教室」「英語で遊ぼう」といった通年の学習支援に加え、「野外体験学習」や「おやつ作り」などの体験型イベントを実施し、豊かな感性と社会性を育む機会を提供いたしました。

【子育て家庭を支援する活動】

乳幼児親子の交流拠点「おやこのへや」において、児童館だよりやウェブサイトを活用した積極的な広報を行った結果、利用者数が前年度を大幅に上回る成果が得られました。また、月2回の「教育相談の日」を継続し、学校や各関係機関との情報共有を密にすることで、家庭の悩みに寄り添う相談体制の充実に努めてまいりました。

【地域活動を推進する活動】

小・中学校、保育所、地域の各種団体および行政機関と連携し、「なんぶフェスティバル」や「夏の子どもを守る運動懇話会」を開催いたしました。地域全体で「子育て・子育て」を支える機運を高めるとともに、中学生クラブを通じたリーダー育成にも着手しました。その結果、生徒たちが自発的に学習や活動に取り組む姿勢が着実に育っています。

【人権教育を推進する活動】

県の「人権教育総合推進事業」の指定を受け、「子どもサポートネットみらい」として田辺第二小学校区全体を見据えた活動を展開いたしました。関係諸機関との連携により、学力向上や基本的生活習慣の確立、地域の子育て支援を推進したほか、6月の「親子体験バスツアー」では、行事を通して親子の絆と人権意識を深める機会を創出いたしました。

【まとめと今後の課題】

児童館が本来持つ「健全育成」の機能を最大限に発揮し、子どもへの直接的な支援はもとより、保護者への支援もより一層充実させていくことが重要であると考えています。昨今、少子化や余暇活動の多様化により、事業への参加者が減少傾向にある点は課題ですが、今後は子どものニーズをよりの確に把握し、時代に即した魅力ある事業の実施に尽力してまいります。これまでの活動成果を基盤とし、今後も地域の中核として関係団体と手を取り合い、地域課題の解決と子どもたちの健やかな成長を支える活動を力強く推進してまいります。

令和8年度 末広児童館活動方針（案）

I. 活動方針

学校、家庭、地域社会との連携を図り、地域における子どもの安全確保と健全育成の場として、子どもの居場所づくりに努めてまいります。

各種活動や遊びを通して、子どもの心身の健康を増進し情操を豊かにすること及び子育て支援を目的に、下記の活動を推進してまいります。

【1】子どもを育成する活動

「遊び」を通して、子どもを健全に育成する活動を推進いたします。

そのため、自由に来館して過ごすことができる子どもの居場所を提供するとともに、放課後や休日に定例活動や行事(野外活動、スポーツ活動、文化活動、学習活動、奉仕活動、サークル活動等)を企画し、実施いたします。

【2】子育て家庭を支援する活動

子育て講座などを実施し、家庭教育の充実に向けて取り組んでまいります。

また、子育ての中で、悩みや孤立感を感じる保護者に対して教育相談を行い、児童相談所、教育研究所、家庭教育相談室などの専門機関と連携し、子育て家庭を支援する活動を行ってまいります。

【3】地域活動を推進する活動

学校、隣保館及び地域の各種団体と連携し、地域ぐるみで子どもを守り育てる活動を推進するとともに、児童から高齢者まで地域住民が交流できる活動に取り組んでまいります。

さらに、子どもクラブなどの活動を支援し、リーダーの育成に取り組んでまいります。

【4】人権教育を推進する活動

人権問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めるための啓発事業を実施いたします。

また、小・中学校や幼稚園、保育所、地域の各種団体と連携し、子どもの進路の保障を支援するための取り組みをより一層推進してまいります。

II. 活動内容

【1】子どもを育成する活動

- ◎野外活動：キャンプ、体験学習会、わくわくお泊り体験会
- ◎スポーツ活動：スポーツ遊び、卓球、バスケットボール
- ◎文化活動：おやつ作り、工作教室、なんぶフェスティバル、英語で遊ぼう、七夕の飾り付け、クリスマス会、親子遠足
- ◎学習活動：計算教室、国語教室、自主学習
- ◎サークル活動：中学生クラブ

【2】子育て家庭を支援する活動

- ・教育相談
- ・おやこのへや
- ・家庭訪問
- ・保護者との話し合い

【３】地域活動を推進する活動

- ・子どもサポートネットみらいの活動の推進
- ・夏の子どもを守る運動の推進
- ・子どもクラブ等の支援
- ・リーダー育成
- ・生涯学習課等関係機関との連携・協力体制の構築

【４】人権教育を推進する活動

- ・新赴任者研修会
- ・人権意識の高揚（障害者・お年寄りとの交流等）
- ・基礎的生活習慣の確立（あいさつ励行、正しい言葉使いの指導等）
- ・進路指導

【５】指導体制の充実

- ・児童厚生指導員研修に参加する等、職員の資質の向上に努める。

【６】情報発信

- ・児童館だよりの発行
- ・田辺市ホームページ等への掲載
- ・各種案内の発行

Ⅲ．年間継続事業

行 事 内 容	実 施 要 領
計算教室	毎週火曜日 午後３時３０分～５時
国語教室	毎週水曜日 午後３時３０分～５時
英語で遊ぼう	毎月第３土曜日 午後２時～３時
ES スポーツ（バスケ）	毎週土曜日 午前９時３０分～１１時３０分
館内会議	毎月第２・４木曜日 午前１０時～
六者会議	毎月第４木曜日 午前１０時～
教育相談（相談事業）	毎月第１・３木曜日 午後３時３０分～４時３０分
体験学習会	長期休み中（春休み・夏休み・冬休み）
おやつ作り	随時（土曜日 午後２時～）
工作教室	随時
中学生クラブ・キャンプ	随時・８月下旬
わくわくお泊り体験会	７月下旬・８月上旬
親子遠足	１０月
クリスマス会	１２月
おやこのへや	毎週火曜日～土曜日 午前８時３０分～午後５時

IV. 月別行事予定

月	行 事 内 容
4	各教室受付
5	各教室開始
6	おやつ作り
7	七夕の飾付け 体験学習会
8	わくわくお泊り体験会 新赴任者研修会 工作教室 体験学習会 中学生クラブキャンプ
9	おやつ作り
10	親子遠足 工作教室
11	なんぶフェスティバル
12	おやつ作り クリスマス会
1	おやつ作り
2	おやつ作り
3	工作教室 体験学習会

田辺市児童館条例施行規則

平成 17 年 5 月 1 日教育委員会規則第 28 号

改正

平成 18 年 12 月 28 日教委規則第 9 号

平成 19 年 7 月 12 日教委規則第 11 号

平成 21 年 11 月 13 日教委規則第 9 号

令和 2 年 12 月 28 日教委規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田辺市児童館条例（平成 17 年田辺市条例第 193 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 児童館は、条例第 3 条第 5 号に規定する事業として、教育集会所に関する事業を行う。

(休館日)

第 3 条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会において必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

2 前項第 2 号に掲げる日が月曜日に当たるときは、その翌日も休館日とする。

(開館時間)

第 4 条 児童館の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会において必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(行為の禁止等)

第 5 条 児童館及びその構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をすること。
- (2) 騒じょう又は示威にわたる行為をすること。
- (3) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類、爆発物その他の危険物又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑になる動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬を除く。）若しくは物品を携行すること。
- (4) 児童館の施設又は附属設備を損傷し、滅失し、又は汚損すること。
- (5) 許可なく所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙すること。
- (6) 許可なく所定の場所以外へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (7) 許可なく物品等の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為をし、又は寄附金品等の募集をすること。
- (8) 許可なく広告物を掲示し、又は配布すること。

(9) 政治的又は宗教的活動に利用すること。

(10) 児童館の用途を阻害し、又は業務の執行を妨げる行為をすること。

2 教育委員会は、前項各号に掲げる行為をし、又はするおそれのある者に対しては、児童館又はその構内への立入りを拒み、又はこれらからの退去を命ずることができる。

(遵守事項)

第6条 条例第5条第1項の規定により児童館の利用の許可を受けた者は、前条第1項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可なく、利用する施設を模様替えし、又はこれに設備を付加しないこと。

(2) 許可なく壁、柱等に張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

(3) 児童館の利用が終わったときは、速やかに、これを原状に回復した後、児童館の職員に届け出ること。

(4) 児童館の施設又は附属設備を損傷し、滅失し、又は汚損したときは、直ちに児童館の職員に届け出て、その指示を受けること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理及び運営上必要な指示に従うこと。

(運営協力委員会)

第7条 児童館の円滑な運営を図り、児童館の運営に関する必要な意見を述べるため、各児童館に児童館運営協力委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の庶務は、各児童館において処理する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(職員)

第8条 児童館に館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 職員は、館長の命を受けて館務を処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の田辺市児童館管理及び運営規則（昭和52年田辺市教育委員会規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月28日教委規則第9号）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年7月12日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月13日教委規則第9号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

メモ

[illegible]